

札幌市における産業廃棄物の現状・取組について

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

1 はじめに

札幌市の産業廃棄物は、排出量、最終処分量とも減少を続け推移してきましたが、依然として、廃棄物排出量の高止まり、不適正処理等の問題に加え、再生利用量は頭打ちの状況にあり、再生利用の余地がある産業廃棄物が最終処分されている現状にあります。

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導への取組として、本市の「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」及び不法投棄対策について紹介します。

2 産業廃棄物処理指導計画

札幌市では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導に取り組むため、平成14年1月に「第1次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、これまで数次の見直しを経て、平成28年3月には「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定しました。

(1) 排出量と処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量は、平成10年度から平成15年度にかけて大きく減少しており、平成15年度から平成22年度にかけては、僅かに減少する傾向にあります。一方、最終処分量は平成10年度から減少し続けており、これは、全国や北海道と同様の傾向です。

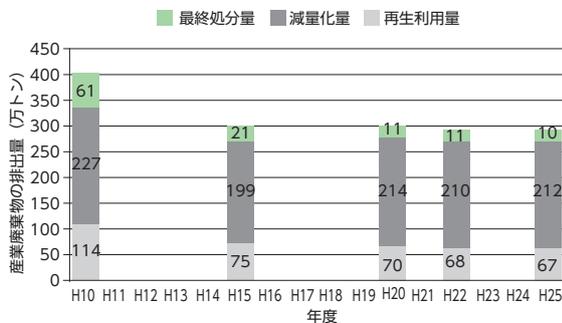


図1 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

(2) 種類別排出量と課題

札幌市の産業廃棄物の種類別排出量は、汚泥が最も多く全体の約71%を占めています。次いで、がれき類が約14%で、これら2種類で全体の約85%を占めています。札幌市にお

ける排出量では、上下水道汚泥を含む汚泥が排出量としては最も多い状況です。

第3次指導計画策定時の平成22年度に比べると、平成25年度の排出量は約1万トンの増加となりました。また、最終処分量は、約5.6%削減されていますが、再生利用率にはほとんど変化はなく、再生利用の余地がある産業廃棄物が、依然として最終処分されている現状にあります。また、種類によっては処理における市外への依存度が高いことも課題となっています。

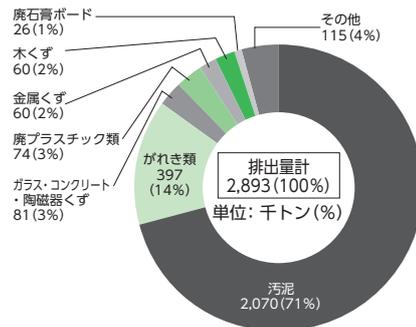


図2 札幌市の種類別産業廃棄物排出量（平成25年度）

(3) 計画目標

① 排出抑制の推進

産業廃棄物の排出量は、社会情勢の変化や経済動向に左右されることから、現状と同程度を維持することとし排出量の平成32年度目標値を290万トン以下とします。

② 最終処分量の減量

最終処分率の高い種類に集中した施策に取り組み、最終処分量の平成32年度目標値を、平成25年度の10.1万トンから1.1万トン減量し、9万トン以下とします。

③ 再生利用の推進

未活用資源の再生利用の推進に取り組み、再生利用率の平成32年度目標値を、平成25年度の73.7%から1.3%向上させ、75%以上とします。

④ 市域内処理の推進

札幌市は、高い利便性を享受し多量の産業廃棄物を排出する都市としての社会的責務の観点から、市域内処理を基本とし、市域内中間処理率を向上させ、平成25年度の86.1%から1.9%向上させ、平成32年度目標値を88%以上とするとともに、市域外最終処分量を削減し、平成32年度目標値を平成25年度の5.6万トンから、0.6万トン減量し、5万トン以

下とします。

第4次計画で掲げる札幌市の重点施策

- 方針1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進
 - 施策1 排出事業者・処理事業者等への指導、啓発の推進
 - 施策2 信頼における優良産業廃棄物処理事業者の育成
 - 施策3 非常災害に備えた処理体制の整備
- 方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進
 - 施策4 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進
 - 施策5 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進
- 方針3 未活用資源の有効活用の推進
 - 施策6 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援
 - 施策7 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進

(4) 計画の基本方針と重点施策

第4次計画の策定に当たり、これまで実施してきた施策について、改めて「選択と集中」の観点からの見直しを行うとともに、特に集中的に取り組む分野として新たに『未活用資源の有効活用の推進』を掲げています。

3 札幌市の不法投棄対策

(1) 札幌市の現状

札幌市の不法投棄の発見件数は、平成18年度に1,855件を記録し、平成19年度から平成21年度まで減少してまいりました。その後、平成22年度から平成25年度までは増加してまいりましたが、平成26年度から減少し、平成27年度には968件まで減少しましたが、その撤去及び処理のための依然として多額の費用が発生しています。

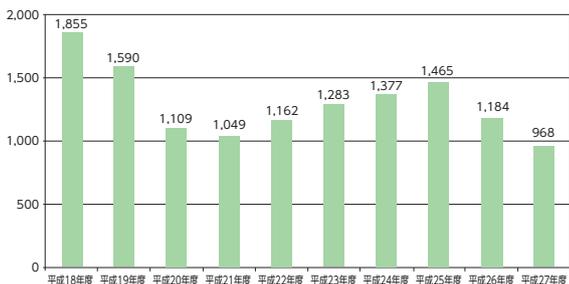


図3 札幌市内の不法投棄発見件数

(2) 札幌市の不法投棄対策

札幌市では、平成19年5月25日、不法投棄撲滅緊急宣言を行い、関係機関と積極的に連携していくことを宣言するとともに、以下のような不法投棄対策に取り組んでいます。

①不法投棄パトロールの実施

監視員が車両により市内を巡回し、不法投棄の監視及び調査、不法投棄者の発見及び指導、不法投棄防止の啓発活動を行っており、不法投棄の実行者につながる証拠物を発見した場合には、所轄の警察署と連携して取締りを行っています。また、市の監視員が巡回を行わない夜間や休日については、警備会社への委託により、市内の巡回を行っています。

②ヘリコプターからの上空監視の実施

悪質・巧妙化する廃棄物の不法投棄の防止のため、年2回ヘリコプターにより上空から監視を行っています。



写真 上空監視時の記録写真(例)

③不法投棄ボランティア監視員による通報制度

札幌市では、平成17年から不法投棄を監視する地域の目として、札幌市不法投棄ボランティア監視員制度を創設しました。平成28年3月末現在、422名の不法投棄ボランティア監視員の方々が、市内全区で活動しています。

④事業者との不法投棄監視協力等に関する協定の締結

事業者と札幌市が協力して不法投棄撲滅に向けた活動を実施することにより、市民の良好な生活環境の保全と国際観光都市にふさわしい美しく清潔なまちづくりを推進することを目的とします。

⑤その他

上記のほかにも、不法投棄多発地点への監視カメラの設置や啓発用ステッカー及びのぼりの市民への無償提供などに取り組んでいます。